

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月15日
【会社名】	株式会社東京衡機
【英訳名】	TOKYO KOKI CO. LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石川 隆一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年5月26日に提出いたしました第111期（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司（以下「本件子会社」という。）における同社の役職員に関する不正行為の疑い等の内部告発を契機として、平成29年5月より当社グループの役職員等による社内調査を開始したところ、同社の元役員（当社元執行役員）および元幹部社員による不適正な経費使用、生産設備の不正使用や棚卸在庫の横流しなどの不正行為の疑い（以下「本件疑義」という。）が発覚したため、平成29年7月14日に本件疑義の全容解明のため、外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成29年8月14日に調査委員会から中間報告書を受領し、本件疑義と関連し、本件子会社において平成28年6月から平成29年3月にかけて計上された売上の一部について、製品の出荷の事実が認められず、少なくとも企業会計上は収益認識が認められない架空売上があったこと、同社の平成28年9月末、同年12月末および平成29年3月末の貸借対照表において、仕掛品の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成28年12月末時点において実質的に回収不能または回収困難と認めざるを得ない債権があったこと等が判明したことから、平成29年2月期第2四半期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成29年2月期第2四半期および第3四半期の四半期報告書ならびに平成29年2月期有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件疑義につきましては、引き続き調査委員会において調査を実施しておりますが、過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、本件疑義に係るものであり、当社の本件子会社に対するマネジメントに不備がありモニタリングが不十分であったこと、本件子会社内部において牽制機能が働かずコンプライアンスが徹底されていなかったこと、当社の海外子会社に対する内部監査が十分でなかったこと等によるものと判断しております。

以上のことから、本件子会社における全社的な内部統制および業務プロセスの不備ならびに当社の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善および充実・強化を図り、当社グループ全体においてコンプライアンスを徹底し、財務報告の信頼性を確保する所存であります。また、当社は、本件疑義に関し、本年10月中を目途に、調査委員会より再発防止策の提言を含む最終報告書の提出を受領し、同委員会の提言を受けて改めて対策を強化する予定であります。

- (1) 当社からの人材派遣による本件子会社の統制の強化
- (2) 相互牽制機能の強化を目的とした本件子会社における組織・人事再編
- (3) 本件子会社におけるコンプライアンス・社内ルールの順守の徹底
- (4) 本件子会社の各業務工程における決裁・運用管理プロセスの改善および明瞭化
- (5) 海外子会社に対する内部監査体制の強化・拡充

以上